

みちの現状

混雑の海！



もう、うんざり。
なんとかして！

歩きやすい
歩道が欲しいね。



危なくて
運転できないよ。

狭い道幅！

いざという時
不安。



消防車が通れない！

都市計画道路

東京都 建設局
道路建設部 計画課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001
電話 (03) 5320-5322
建設局ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>

R70

リサイクル推進 50
このマークは、ご自身の環境への
リサイクルです。

登録番号 (28) 39号
H28.8



東京のみちづくり

都市計画道路ができるまで

みちは、

交通

わたしたちの暮らしを支えます。

防災

わたしたちの暮らしを守ります。

生活

わたしたちの暮らしにゆとりをもたらします。



都市計画道路ができるまで。

はじめに――

都市計画道路は、都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とし、都市計画として定められた道路です。

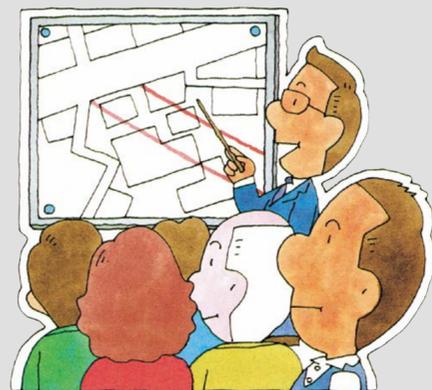
東京都の都市計画道路は、大部分が

- ①区部では、戦災復興計画（昭和21年）により
- ②多摩地区では、昭和37年～39年ごろ

都市計画決定されています。

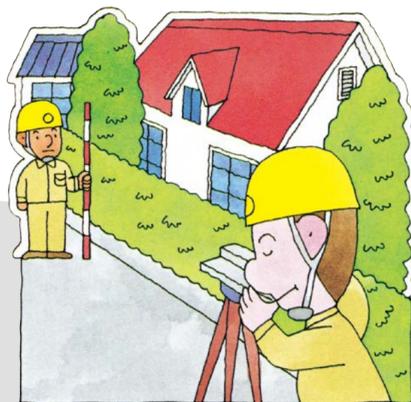
その後、計画の見直しが必要な箇所については、再検討を行い、現在の計画となっています。

①事業概要および測量説明会の開催



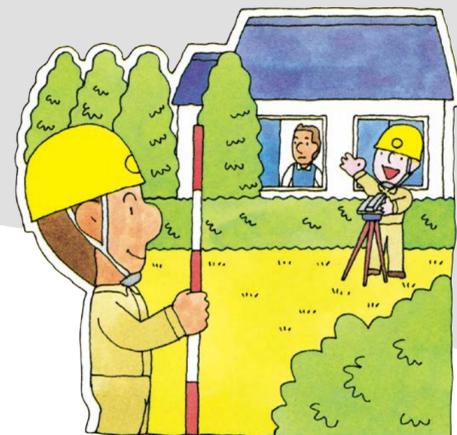
計画道路の沿道の皆さまにご理解をいただくため、事業概要および測量についての説明を行います。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

②現況測量の実施



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

③用地測量の実施



この測量により、取得させていただく土地の面積が確定します。

④事業着手の手続き



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

⑤用地説明会の開催



用地取得の対象となる皆さま（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

⑥用地折衝・協議



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

⑦契約・補償金の支払い



話し合いがまとまると、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

⑧物件移転



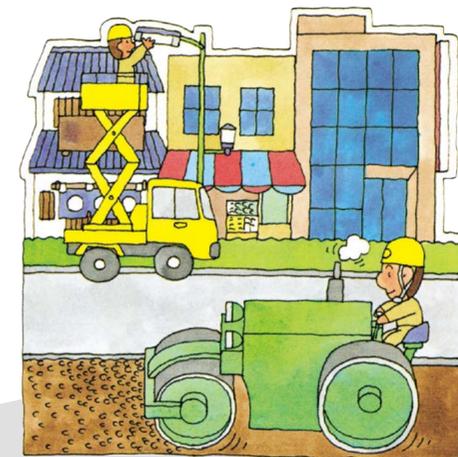
取得させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

⑨工事説明会



沿道の皆さまに、工事計画の概要を説明します。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

⑩工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけ迷惑の少ないように工事を行います。

⑪都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。